

接続料規則の一部改正に関する再意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

再意見提出者(計2件)				
受付	再意見受付日	再意見提出者	代表者氏名等	
1	H25年6月24日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之
2	H25年6月24日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊

再意見書

平成 25 年 6 月 24 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8019
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにししんじゅくさんちょうめ
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2
(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしや
氏 名 東日本電信電話株式会社
やまむら まさゆき
代表取締役社長 山村 雅之

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 25 年 5 月 8 日付けで公告された接続料規則の一部を改正する省令案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)

別紙

接続料規則の一部を改正する省令案に対する再意見

平成25年6月24日
東日本電信電話株式会社

<接続料規則の一部改正 再意見>

区分	他事業者意見	当社意見
調整額	<p><廃止される機能の調整額相当を他の機能の接続料原価に算入する措置は常態化すべきでないとのご意見></p> <p>本措置については、あくまで「地域 IP 網に係る機能と同様の接続が NGN においても引き続き利用できる」かつ「二つの機能を利用する接続事業者に実質的に変わりがない」という特殊な状況下においてのみ採られる例外的な措置と認識しています。</p> <p>本来、接続料については、当該機能に係るコストのみを原価に算入し機能ごとに算定するものであり、当該機能の調整額相当を別の機能の原価に算入することは認められるものではないことから、機能の廃止を理由にこのような措置が採られることが常態化しないようにすべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p> <p>アンバンドル機能からの削除等の場合には、本事例と同様な整理となることを基本とせず、市場動向、競争環境、接続料水準等の状況を踏まえた検証を行い、慎重な判断のもと、適切な適否の判断をしていただきたいと思います。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>現行の接続料算定の方法では、過年度のコストの未回収及び過回収が構造的に発生します。今回、地域 IP 網の収容局接続機能の一部及び中継局接続機能が廃止されることに伴い、その調整額を移行先である NGN の収容局接続機能及び中継局接続機能の原価に加えて接続料の算定を行うことは、適正なコストの反映を図る観点から必要な措置であり、こうした考えに則った今回の接続料規則の改正は適切なものと考えます。</p> <p>今後も、同様の事象が発生した場合には、同様の整理を図ることが適当と考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>他の機能において廃止される機能の調整額相当を別の機能に算入する等、当該機能に係るコスト以外のコストが接続料原価に算入される申請があった場合は、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方（平成25年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）」（平成25年3月29日答申）において、</p> <p>「接続料は接続料規則に基づき機能ごとに算定されるものであり、当該機能に係るコストのみが接続料原価に算入されるものであることから、原則として、廃止される機能の調整額相当を別の機能の原価に算入することは認められるものではない。今後、接続料規則第3条ただし書に基づき、同様の措置を行うことについての許可申請が行われる場合には、今回の場合と同様、当該機能間の関連性や利用状況等を踏まえ、個別に適否を判断することとなる。」</p> <p>と示されているとおり、認可にあたっては競争事業者への影響を十分検証し、その都度慎重に判断すべきと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	

再意見書

平成 25 年 6 月 24 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 540-8511
(ふりがな) おおさかふおおさかしちゆうおうくばんばちよう ばん ごう
住 所 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 1 5 号
(ふりがな) にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしや
氏 名 西日本電信電話株式会社
むらお かずとし
代表取締役社長 村尾 和俊

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 25 年 5 月 8 日付けで公告された接続料規則の一部を改正する省令案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)

別紙

接続料規則の一部を改正する省令案に対する再意見

平成 2 5 年 6 月 2 4 日
西日本電信電話株式会社

<接続料規則の一部改正 再意見>

区分	他事業者意見	当社意見
調整額	<p><廃止される機能の調整額相当を他の機能の接続料原価に算入する措置は常態化すべきでないのご意見></p> <p>本措置については、あくまで「地域 IP 網に係る機能と同様の接続が NGN においても引き続き利用できる」かつ「二つの機能を利用する接続事業者に実質的に変わりがない」という特殊な状況下においてのみ採られる例外的な措置と認識しています。</p> <p>本来、接続料については、当該機能に係るコストのみを原価に算入し機能ごとに算定するものであり、当該機能の調整額相当を別の機能の原価に算入することは認められるものではないことから、機能の廃止を理由にこのような措置が採られることが常態化しないようにすべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p> <p>アンバンドル機能からの削除等の場合には、本事例と同様な整理となることを基本とせず、市場動向、競争環境、接続料水準等の状況を踏まえた検証を行い、慎重な判断のもと、適切な適否の判断をしていただきたいと思います。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>現行の接続料算定の方法では、過年度のコストの未回収及び過回収が構造的に発生します。今回、地域 IP 網の収容局接続機能の一部及び中継局接続機能が廃止されることに伴い、その調整額を移行先である NGN の収容局接続機能及び中継局接続機能の原価に加えて接続料の算定を行うことは、適正なコストの反映を図る観点から必要な措置であり、こうした考えに則った今回の接続料規則の改正は適切なものと考えます。</p> <p>今後も、同様の事象が発生した場合には、同様の整理を図ることが適当と考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>他の機能において廃止される機能の調整額相当を別の機能に算入する等、当該機能に係るコスト以外のコストが接続料原価に算入される申請があった場合は、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方（平成25年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）」（平成25年3月29日答申）において、</p> <p>「接続料は接続料規則に基づき機能ごとに算定されるものであり、当該機能に係るコストのみが接続料原価に算入されるものであることから、原則として、廃止される機能の調整額相当を別の機能の原価に算入することは認められるものではない。今後、接続料規則第3条ただし書に基づき、同様の措置を行うことについての許可申請が行われる場合には、今回の場合と同様、当該機能間の関連性や利用状況等を踏まえ、個別に適否を判断することとなる。」</p> <p>と示されているとおり、認可にあたっては競争事業者への影響を十分検証し、その都度慎重に判断すべきと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	